

事業利用割戻金通知書等の誤送付について（隼人市民福祉課）

市民環境部隼人市民福祉課において事業利用割戻金通知書等を誤送付した事案が発生しましたので、以下のとおり、当該事案の内容と再発防止策等について公表いたします。

また、関係者の皆さんには、多大なるご心配やご迷惑をおかけすることになり、心からお詫び申し上げますとともに、再発防止策を講じることにより、今後このような事案が生じないように努めてまいります。

1 事実経過

(1) 令和7年10月10日（金曜日）

- 隼人市民福祉課の職員が、事業利用割戻金通知書及び健康に関するお知らせ（以下「通知書等」という。）を、封筒に入れてA氏宛に送付した。

(2) 同月15日（木曜日）

- B氏から隼人市民福祉課に「A氏の通知書等が届いている」と電話があり、封筒にA氏とは別人のB氏の住所及び氏名を記載して送付していたことが発覚した。
- B氏の職場を訪問し、通知書等を回収するとともに、本件事案について謝罪した。
- A氏に架電し、本件事案の経緯を説明するとともに、謝罪した。

2 漏えいした情報

A氏の氏名

3 漏えいの原因

- 職員が誤った手段で個人情報を取得していた。
- 封筒に記載した宛名と通知書等に記載された宛名が一致しているか、複数人による確認が行われていなかった。

4 再発防止措置

- 個人情報の正しい取得・利用について、課内で確認を行った。
- 封入する際は、宛名や内容物等があつてあるか複数人による確認を徹底する。
- 送付物が複数あるときは、対象者リストを作成し、対象者と送付部数があつてあるか複数人で確認する。